

**申第29号に対する窓口回答
またまた団交拒否！
新幹線車内業務の見直しに関する
3回目の申し入れ
労働条件の大幅な劣悪化！
安全が守れない！
異常時に旅客を守れない！
こんな提案は即刻撤回せよ！**

本部は3月21日、新幹線車内業務の見直しの撤回を求め、申第29号を会社に申し入れ、団体交渉の開催を求めました。しかし会社はまたもや団交を拒否し窓口回答を行いました。組合員はもとより多くの社員が今施策には反対の声を上げています。その声を東海労は会社に申し入れました。しかし会社は、ユニオンと歩調を合わすように着々と施策の実行に向かって突き進んでいます。本部は会社の対応に厳重に抗議をするとともに、新幹線の車内業務の見直しを撤回させるために奮闘します。

申第29号(3月21日申し入れ)

「新幹線車内業務の見直し」に関する団体交渉開催の3回目の申し入れ

本部は本社に対して1月12日、申第15号で新幹線車掌業務見直しに関する団体交渉開催の申し入れ、2月21日に申第23号で「新幹線車内業務の見直し」に関する団体交渉開催の再申し入れを行った。しかし会社は団体交渉の開催事項ではないとし、両方

の申し入れに対して団体交渉の開催を拒否した。これは明らかに協約違反であり組合を軽視した行為である。ＪＲ東海労は、会社のこのような行為に対して断固抗議するものである。

組合は、この「新幹線車内業務の見直し」について、車掌の大幅な人員削減のみならず、車掌の大幅な業務量の増大による労働強化、運転士の大型行路化や混み運用の拡大、パーサーの責任拡大や労働強化をもたらすなど多くの問題が発生すると考える。更に、会社の「更なる安全性やサービスの向上を図る」という主張は、現実と大きくかけ離れたものであり、実際にはサービスの向上どころか新幹線の安全性は大きく損なわれ、異常時には旅客を危険に晒すことになる则认为。従って、改めて下記の通り団体交渉の開催を申し入れる。会社は申し入れに従い、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

「新幹線車内業務の見直し」は、労働条件の大幅な劣悪化であるばかりか、安全を大きく損ね、異常時など旅客を危険に晒すことになる。従ってＪＲ東海労は「新幹線車内業務の見直し」について撤回を求める。早急に団体交渉を行い、誠意ある回答を行うこと。

【会社回答】

申第29号の内容は、基本協約の団体交渉事項にはあたらないことから、団体交渉を開催する考えはない。本件施策については基本的に地方で議論すべき内容であるが、本社、本部間でも3月21日の業務委員会で説明の上、議論したところであり、今後も必要であれば協約に則り対応していくものと考えている。

組合：提案に対して撤回を求めている。団体交渉を開催し議論すべきだ。

会社：この件で団体交渉は行わない。

組合：そもそも回答になっていない。撤回を求めているのだ。

会社：撤回する考えはない。

組合：3月21日はなぜ本部、本社間で業務委員会を開催したのか。

会社：必要だからだ。

組合：何が必要だったのか。要員の関係だからか。

会社：そうである。

組合：撤回という要求に対して団交で議論すべきだ。

会社：そのような考えはない。

組合：対立である。断固抗議する。

以 上